

平成 22 年 6 月 5 日

放射線科専門医各位

社団法人 日本医学放射線学会  
理事長 杉村和朗  
専門医制度委員会委員長 角谷眞澄

拝啓

新緑の候、益々の御健勝をお喜び申し上げますとともに、日本医学放射線学会ならびに専門医制度委員会への平素からの御高配に心から御礼申し上げます。

このたび、平成 21 年 5 月 1 日に施行された日本医学放射線学会(JRS)の放射線診断専門医制度規程および放射線治療専門医制度規程に基づき、これまでの様々な「専門医」の名称から、「放射線診断専門医」または「放射線治療専門医」に名称変更していただくこととなりました。

今後のスケジュール

- 1) 平成 22 年 7 月 7 日を、すべての専門医の名称変更申請書ならびに本年度更新該当者の更新手続き必要書類の提出期限とします。
- 2) 本年度更新認定者に対する更新審査と名称変更審査は、平成 22 年 8 月の専門医制度委員会にて実施し、専門医認定通知は 9 月以降、認定証の送付は 10 月末日までを予定しています。
- 3) 本年度更新非該当者の名称変更後の専門医認定通知は 10 月以降、認定証の送付は 11 月末日までを予定しています。

つきましては、変更申請に関する説明文を熟読の上、同封しました名称変更審査申請調査書に必要事項を記載し、取得された JRS 専門医認定証のコピーおよび(あるい)JASTRO 認定医証はとともに、書留にて日医放(JRS)事務局へ御提出下さいますようお願い申し上げます。

敬具

新制度に基づく放射線診断専門医、放射線治療専門医への変更申請

日本医学放射線学会(JRS)では、平成 21 年 5 月 1 日施行の新たな放射線科専門医制度に基づき、貴殿が取得されている旧制度に基づく様々な名称の「専門医」資格から、新制度における「放射線診断専門医」または「放射線治療専門医」のいずれかの資格へ名称変更していただくこととなりました。

今回の申請で認められた専門医資格は、今後の更新において変更することはできませんので、熟慮の上、選択して下さい。

また、本年度が専門医資格更新年度に該当する方は、更新手続きの必要書類も同時にご提出下さいませ。更新手続きは、旧制度である日本医学放射線学会専門医制度規定(第 6 回改訂 平成 18 年 4 月 7 日から施行)に基づき実施しますので、ご承知おき下さい。

なお、名称の変更申請は無料ですが、更新申請は従来と同様で有料であることも、ご承知おき下さい。

## 變更手順

1. 取得している専門医資格の名称を、取得年の認定証で確認して下さい。

「放射線科専門医」:

- a. 1 回の試験において診断・核医学・治療の全分野に合格することによって、平成 6 年までに取得した資格
- b. 1 次試験で診断・核医学・治療の全分野に合格し、2 次試験は診断・核医学分野または治療分野に合格することによって、平成 15～17 年に取得した資格

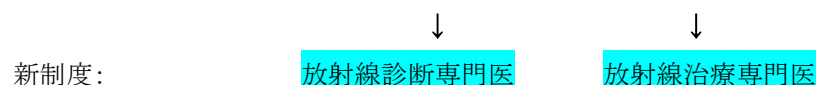
「放射線科専門医(診・核)」または「放射線科専門医(治)」

1 次試験で診断・核医学・治療の全分野に合格し、2 次試験は診断・核医学分野または治療分野に合格することによって、平成 4～14 年にそれぞれ取得した資格

「放射線診断専門医」または「放射線治療専門医」

診断・核医学・治療の全分野の基礎的な知識を問う試験で合格することで「放射線科認定医」の資格を取得後、診断専門医試験または治療専門医試験に合格することによって、平成 18～21 年にそれぞれ取得した資格

旧制度：放射線科専門医・放射線科専門医(診・核)・放射線科専門医(治)・放射線診断専門医・放射線治療専門医



2. 変更を希望する新制度に基づく専門医資格の項を熟読し申請手続きを行って下さい。

「放射線診断専門医」資格への名称変更を希望する方へ

放射線診断・核医学分野に専ら従事することを希望する方は、本資格を申請して下さい。

旧制度における「放射線科専門医」資格を平成 6 年までに取得し、放射線診断・核医学分野に専ら従事している方は本資格を取得できます。

「放射線科専門医(診・核)」の方、平成 15～17 年に放射線診断・核医学分野の二次試験で「放射線科専門医」を取得した方、および「放射線診断専門医」の方も本資格を取得できます。

これに対して、「放射線科専門医(治)」の方、平成 15～17 年に放射線治療分野の二次試験で「放射線科専門医」を取得した方、および「放射線治療専門医」の方は、業務内容調査あるいは口頭試問が課せられることをあらかじめご承知おき下さい。

新制度における「放射線診断専門医」の資格審査は、「放射線科専門医」の場合と同様、日本医学放射線学会(JRS)が直接管轄します。JRS 診断専門医制度委員会が審査結果をとりまとめ、JRS 理事会での承認を経て JRS 理事長から認定証が交付されます。

注意:診療報酬上、画像診断管理加算に関する施設基準で求められている「専門医」は、平成 23 年 4 月から「診断専門医」と読み替えていただく予定です。したがって、画像診断管理加算取得には、10 年以上の画像診断専従経験、または新制度における「放射線診断専門医」の資格が必要となります。

「放射線治療専門医」資格への名称変更を希望する方へ

放射線治療分野に専ら従事することを希望する方は、本資格を申請して下さい。

審査は JRS と日本放射線腫瘍学会(JASTRO)が共同で制定した放射線治療専門医制度規程に準ずるものとします。

「放射線治療専門医」資格取得条件

| JRS 専門医資格                                                           | JASTRO 認定医資格 |                   |
|---------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|
|                                                                     | 有            | 無                 |
| 放射線科専門医(平成 6 年までに取得)                                                | 無条件          |                   |
| 放射線科専門医(治)<br>放射線科専門医(平成 15～17 年に放射線治療分野の二次試験で取得)<br>放射線治療専門医       | 無条件          |                   |
| 放射線科専門医(診・核)<br>放射線科専門医(平成 15～17 年に放射線診断・核医学分野の二次試験で取得)<br>放射線診断専門医 | 無条件          | 業務内容調査、必要に応じて口頭試問 |
| 無                                                                   | 無条件          | 新制度で対応            |

放射線治療専門医制度規程から抜粋(一部改変)

すなわち、旧制度における「放射線科専門医」資格を平成 6 年までに取得した方、「放射線科専門医(治)」の方、平成 15～17 年に放射線治療分野の二次試験で「放射線科専門医」を取得した方、および「放射線治療専門医」の方は、JASTRO 認定医の資格の有無とは無関係に、いずれも本資格を取得できます。

これに対して、「放射線科専門医(診・核)」の方、平成 15～17 年に放射線診断・核医学分野の二次試験で「放射線科専門医」を取得した方、および「放射線診断専門医」の方は、JASTRO 認定医資格を有している場合は無条件に本資格を取得できますが、無い場合は放射線治療専門医制度委員会から業務内容調査あるいは口頭試問が課せられることをあらかじめご承知おき下さい。

「放射線治療専門医」の資格審査については、両学会の合意に基づき、JRS から JASTRO に実質的業務が委嘱されています。したがって、放射線治療専門医制度委員会が資格審査結果を取りまとめ、JASTRO および JRS の両理事会の承認を経て、JASTRO 理事長と JRS 理事長との連名で認定証が交付されます。

---

つきましては、名称変更審査申請調査書に必要事項を記載し、取得されている JRS 専門医認定証のコピーおよび(あるいは) JASTRO 認定医証のコピーとともに、書留にて日医放(JRS)事務局へ御提出下さい。

書留送付先：〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 1-16 NP-II ビル 3 階  
日本医学放射線学会事務局 宛

提出期限:平成 22 年 7 月 7 日(必着)